

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆「取引参加者の内部管理態勢に係るチェックポイント」の一部改訂について

2. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ

3. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 104

開示検査の歴史について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 松重 友啓

最近、筆者が所属する開示検査課の「由来」、すなわち、2011年（平成23年）に開示検査課が独立した課になるまでの経緯等を改めて調べる機会がありましたので、御紹介させていただきたいと思います。

そもそも法定開示書類に係る検査権限が証券取引等監視委員会に委任されたのは2005年（平成17年）でした。その前年の2004年（平成16年）には、化粧品関連企業の粉飾決算が発覚し、大きな問題となっています。2006年（平成18年）には、新興IT企業の粉飾決算が発覚、2008年（平成20年）に公開買付届出書、大量保有報告書に係る開示検査の権限等が創設されています。また、開示検査が独立した2011年に発覚した、精密機械製造企業の損失隠し等を受け、2012年（平成24年）の金融商品取引法改正で、虚偽記載がある法定開示書類の提出に協力した社外の者に対しても検査を行える権限が付与されました。

このように、2000年代に入ってから開示規制強化に向けた取組みは、重大な不正会計事件の発生に対応する形で進められてきた訳ですが、これは、この時期に限ったものではありませんでした。たとえば、1964・65年（昭和39・40年）には、複数の大型粉飾決算事件が発覚、社会問題となったため、1965年（昭和40年）以降、証券取引法、公認会計士法の改正その他の開示及び監査制度の強化が図られました。また、米国においても、2000年代初頭、世界的に話題となった事案を含めて多数の不正会計事件が問題となり、2002年には開示規制の強化等を内容とするサーベンス・オクスリー法（通称SOX法）が制定されています。

有沢広巳監修『証券百年史』によれば、昭和39・40年の粉飾事件発覚を契機に開示制度に対する批判が強まったことを受け、当時の大蔵省証券局が、有価証券報告書提出会社約2,300社の一部（当初は約50社）を選定し、「ねらい打ち方式」でそれらの会社の財務諸表を審査したとのこと。筆者は奇しくもその約半世紀後に、ディスクロージャーの適正性等確保のために当局が行う検査の業務に従事していたという訳です。

ちなみに、前述の『百年史』には当時の世相について「（昭和）39年…東京オリンピックの閉会とともに、病に倒れた池田勇人は、政権を佐藤栄作に譲って引退した。それは「高度成長」時代が去ったことを象徴するかのように受けとられた。しかし日本経済の成長力が失われたのではなかったことは（昭和）40年代の成長が示す通りである」（（）内筆者補足）と記されています。

これと同様、今後我が国経済が力強く健全な成長力を発揮していくためには、その牽引力となる民間投資、イノベーション等に向け、幅広い投資者の資金を効果的に振り向けていく必要があります。筆者としても、開示検査の的確な実施により、成長マネー供給の基盤である「公正な市場」の維持のため微力ながら寄与していくことができると考えています。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>